

28 日 獣 発 第 215 号

平成 28 年 11 月 28 日

地方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公 印 及 び 契 印 の 押 印 は 省 略)

「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」の決定に伴う 告示改正に関する意見募集の周知及び同募集への対応について

内閣府に設置された内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議においては、岩盤規制改革を断行するとして平成 26 年以降議論が進められ、その重点分野のひとつとして獣医学部の新設が掲げられていました。

しかし、このような国家戦略特区による獣医学部の新設は、文部科学省、獣医学系大学等多くの関係者による半世紀にもわたる獣医学教育の国際水準達成に向けた努力と教育改革に全く逆行するものです。このため、本会は、かねてより国家戦略特区諮問会議等における動き等を注視しつつ、会員各位に関係情報の提供を行うとともに、必要に応じ会員、獣医学系大学等とともに迅速な対応を行ってきたところです。

ところが、11月9日に開催された第25回国家戦略特区諮問会議において、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」の中で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。」ことが決定されました。更に、11月18日付けで「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件(案)」に関する意見募集が12月17日までの1カ月の期間で開始されました。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095161090&Mode=0>

本件については、昨年6月30日に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2015」の「⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」の中で次の4条件が明記されています。

- ① 現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化
- ② ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになること
- ③ 既存の大学・学部では対応が困難な場合
- ④ 近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国の見地から本年度内に検討
上記①の「現在の提案主体」とは愛媛県今治市と想定されますが、「愛媛県・今治市が提案する獣医系大学の構想」について本会が検証したところ、構想の内容はいずれも既存の16獣医学系大学で既に取り組んでいるものばかりであり、新規性はなく、上記の4条件にも全く該当いたしません（別紙「国家戦略特区による獣医学部の新設について」（平成28年11月公益社団法人日本獣医師会）参照）。また、獣医師の需要動向についても、全国的観点からは、地域・職域の偏在は見られるものの、獣医師総数は不足していません。地域や職域における不足解消のためには、6年制教育修了者への魅力ある職場の提供、処遇改善等が必要です（別紙「世界各国における獣医師数、活動分野、獣医師1人当たりの動物数の比較」の表及び図参照）。

したがって、仮に今治市の提案が採択された場合には、国際水準の獣医学教育を提供することは勿論、当該獣医学教育施設及び体制がその設置目的である上記の4条件を満たすものとなるよう、内閣府、文部科学省等において厳しく審査する必要があります。

更に、今回の今治市に係るものと想定される国家戦略特区諮問会議決定を契機として、他の国家戦略特区又は特区以外の地域においても獣医学部の新設が次々と認可されるような事態は、何としてでも阻止しなければなりません。このことに関しては、11月9日に開催された第25回国家戦略特区諮問会議の中で、麻生財務大臣兼副総理が法科大学院等の事例を引用しつつ、「上手くいかなかった時の結果責任を誰がとるのか」と強く指摘されています（別紙「第25回国家戦略特別区域諮問会議（議事要旨）（抜粋）」参照）。

また、同諮問会議の中では、有識者議員が「従来あるあまり競争力がない獣医学部を退出させるメカニズムを考えていくべき」と発言するなど、獣医学教育の現状や獣医師の職域・需要動向などの知見を全く有しない議論に基づき制度改正が決定されており、将来に禍根を残す結果となることが強く懸念されます。

つきましては、上記の内容を貴会の構成獣医師、関係団体・個人等に周知し

ていただくとともに、今般の意見募集に対して獣医学教育及び獣医師職域の現状並びに将来の在り方を見据え、多くの方々から論理的かつ決然たる反論を是非とも提出していただくよう何卒よろしくお願いいたします。

国家戦略特区による獣医学部の新設について

平成28年11月

公益社団法人日本獣医師会

平成28年11月9日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」が決定され、その中で「獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するため、広域的に獣医師を養成する大学の存在しない地域に限り、獣医学部の設置を可能とするための特例を設ける。」こととされました。

しかし、国家戦略特区による獣医学部の新設は、文部科学省、獣医学系大学等多くの関係者による半世紀にもわたる獣医学教育の国際水準達成に向けた努力と教育改革に全く逆行するものです。

更に、TPP協定等多くの経済連携協定の締結が進められる中、近い将来において獣医師の越境サービスが認められることも視野に、早急な教育水準の引上げが必要です。人と動物の共通感染症、畜産物の安全性確保等、獣医師が担う広範な専門的業務は、豊かで安全な国民生活の実現に直結するものばかりです。

本会としては、将来にわたって国民全体の利益を守るために、国家戦略特区による獣医学部の新設は適当ではないと考えます。

1 「「日本再興戦略」改訂 2015」の「⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)における 4 条件

- ① 現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化
- ② ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになること
- ③ 既存の大学・学部では対応が困難な場合
- ④ 近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討

2 「愛媛県・今治市が提案する獣医系大学の構想」についての検証

(1)【構想】四国地域は獣医学教育空白地域であることが獣医師不足の要因

【日獣意見】

四国地域に獣医学系大学を設置しても、獣医師不足の解決には繋がりません。

5 私立獣医科大学の調査によれば、四国出身者は獣医学系大学を卒業しても少人数しか四国に就職していません。青森県に所在する北里大学の卒業生も、青森県には極く僅かしか就職していません。

全国的観点からは、地域・職域の偏在は見られるものの、獣医師総数は不足していません。地域や職域における不足解消のためには、6 年制教育修了者への魅力ある職場の提供、処遇改善等が必要です。

したがって、今治市等が提案する本項目は、1の4条件の④に該当しません。

【四国における私立獣医学系大学の入学者・就職者の推移】(単位:人、(女性))

		平成 25 年	26 年	27 年	28 年
愛媛	入学		3(1)	5(4)	1(1)
	就職	3(2)	1(0)	1(1)	
香川	入学		7(5)	4(3)	3(2)
	就職	2(1)	1(1)	1(1)	
徳島	入学		4(2)	1(0)	3(2)
	就職	1(1)	1(0)	3(1)	
高知	入学		5(2)	3(3)	4(3)
	就職	1(1)	1(0)	1(0)	

資料:日本私立獣医科大学協会調査

【公務員及び家畜共済診療所の獣医師の収入】

○愛媛県庁獣医師の初任給(平成 26 年度採用時。平成 28 年 4 月全国家畜衛生職員会調べ)

本俸:205,800 円、初任給調整手当:30,200 円(漸減しつつ 10 年目まで支給)

合計:236,000 円、推定年収:236,000 円×17 カ月=4,012,000 円

○家畜共済診療所獣医師の年収(平成 24 年度、平均年齢 43 歳。平成 26 年 3 月農林水産省調べ)

本俸:4,210,632 円、諸手当:3,271,250 円、合計年収:7,481,882 円

(2)【構想】国際水準の獣医学教育

国際獣疫事務局(OIE)が発表した獣医学教育に関するコア・カリキュラムも反映し、51 講義科目、19 実習科目の獣医学教育モデル・コア・カリキュラムを共通の到達目標と定め、国際水準の獣医学教育を行う。

【日獣意見】

既存の 16 国公立獣医学系大学は協力して、平成 23 年度にモデル・コア・カリキュラムを策定・公表し、既に全 16 大学が国際水準の獣医学教育の達成に向けた改革に着手しています。

既存の 16 大学は、平成 23 年度に①教育研究体制の充実、②モデル・コア・カリキュラムの策定・実施、③分野別第三者評価の導入・実施、④共用試験の導入実施、⑤附属家畜病院・実習環境の改善の 5 項目の改革工程を定め、連携・協力しつつ、国際水準の獣医学教育の構築に向けた取組を進めています。

したがって、今治市等が提案する本項目は、1 の 4 条件の①及び③に該当しません。

(3)【構想】危機管理の「地の拠点」となるとともに「国際的見地」から対応

家畜の越境国際感染症は初期対応が極めて重要。全国に蔓延する前に地域(ゾーン)での封じ込めが必須。四国の特性を知った危機管理の対応ができ、その拠点を担うことができる獣医学部を設置。アジア地域を含む国際的視野で活躍できる獣医師を育成。

【日獣意見】

家畜の越境国際感染症の防疫対応は、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省の指導・協力の下に都道府県畜産部局及び家畜保健衛生所が主体となって家畜防疫員が実施することになっています。獣医学系大学が家畜防疫の拠点となって危機管理を担うことは想定されていません。

アジア地域を含む国際的視野で活躍できる獣医師の育成は、(2)の対応を含め、既に全 16 大学で取り組んでいます。

平成 22 年に宮崎県において 29 万頭もの家畜が犠牲となった口蹄疫が発生しましたが、宮崎県畜産課及び家畜保健衛生所が主体となり、全国の獣医師、畜産関係者、大学等の支援の下に口蹄疫の撲滅を実施しました。

したがって、今治市等が提案する本項目は、1 の 4 条件の①～③に該当しません。

(4)【構想】新設獣医系大学の特徴

① 「動物から人へ」という新しいパラダイムの獣医学教育・研究拠点

② 動物危機管理という、今、世界が注目する公衆衛生分野を第一の重点テーマ

【日獣意見】

人と動物の共通感染症(人獣共通感染症)、動物危機管理、畜産物の安全性の確保といった公衆衛生対策は、従来から獣医学教育の主要課題として、人獣共通感染症学、公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学等の分野で教育が行われています。特に、近年は 51 講義科目、19 実習科目のコア・カリキュラムが 16 大学で導入され、より専門的な教育が提供されており、提案内容は特段新しいパラダイム等には

該当しません。

獣医学教育のほか、日本獣医師会では、平成 25 年 11 月に日本医師会との間で学術連携協定を締結したことを契機に、今月までに全国 55 地方獣医師会の全てが地方医師会と学術連携協定を締結し、人と動物の共通感染症対策や薬剤耐性菌対策に取り組んでいます。また、畜産現場においても、農場 HACCP の導入をはじめ農場管理獣医師の養成を進め、畜産物の安全性確保等の獣医公衆衛生の向上に尽力しています。

したがって、今治市等が提案する本項目は、1の4条件の①～③に該当しません。

【構想】

③ イノベーションに対応するライフサイエンス分野を第二の重点テーマとし、①創薬、②トランスレーショナル研究、③水畜産業のイノベーション、④感染症統御等にかかわる人材を養成

【日獣意見】

創薬、トランスレーショナル研究(基礎研究と医療の開発・応用への橋渡し研究)及び水畜産業のイノベーションに貢献する教育は、従来から薬理学、実験動物学、魚病学等の分野で実施されています。

また、これらの就業分野は、獣医師法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、と畜場法等の獣医関係法令に規定する獣医師の資格を要するものではありません。獣医学教育は、一般的な研究者養成ではなく、獣医ライセンス教育による高度専門職業人である獣医師の養成を最終目的とすべきと考えます。

なお、創薬等の研究者養成は、大学院教育において実施可能です。

したがって、今治市等が提案する本項目は、1の4条件の①～③に該当しません。

(5)【構想】教育規模としては、欧米の基準に適合できるカリキュラム実施に必要な教員数(70名程度)を確保

【日獣意見】

(2)のとおり、現在、既存 16 大学では、国際水準達成に向けた獣医学教育の改革を推進していますが、その課題のひとつが臨床獣医学教育や獣医公衆衛生学を充実させるための教員の不足です。そのような状況の中で、今治市等が意図する教員の確保は極めて困難ではないかと考えます。

また、仮に教員70名程度を確保したとしても、その教育体制では国立大学並みの学生定員40人が限度です。

なお、国家戦略特区による今治市への獣医学部設置に要する施設整備には、数百億円の経費が必要になるものと見込まれますが、今治市及び愛媛県による負担は困難と考えられます。また、(1)のとおり、今治市等地元において、それに見合う投資効果は到底期待できないと考えられます。

世界各国における獣医師数、活動分野、獣医師1人当たりの動物数の比較

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス	オーストラリア
獣医師数(人)	39,197	90,209	31,318	30,592	32,367	12,746
獣医師の活動分野(%)						
公務員	24%	4%	2%	12%	5%	5%
小動物	44%	10%	61%	65%	44%	77%
産業動物	11%	73%	35%	5%	50%	7%
その他	21% ※	12%	2%	18%	1%	11%
飼養動物数(頭)						
牛	3,747,982	91,988,000	9,858,886	12,628,336	19,478,970	27,200,000
豚	8,917,633	68,299,300	4,670,591	27,652,400	13,921,515	2,098,000 ③
犬	9,917,000 ①	70,000,000	8,500,000 ②	6,840,000 ②	7,255,940 ②	4,200,000 ④
猫	9,874,000 ①	74,000,000	7,400,000 ②	11,800,000 ②	12,680,251 ②	3,300,000 ④
獣医師1人当たりの動物数(頭/人)						
牛	96	1,020	315	413	602	2,134
豚	228	757	149	904	430	165
犬	253	776	271	224	224	330
猫	252	820	236	386	392	259

資料：特記のない数値については際獣疫事務局(OIE)調査(2015)

① (一社)ペットフード協会 全国犬猫飼育実態調査(2015)

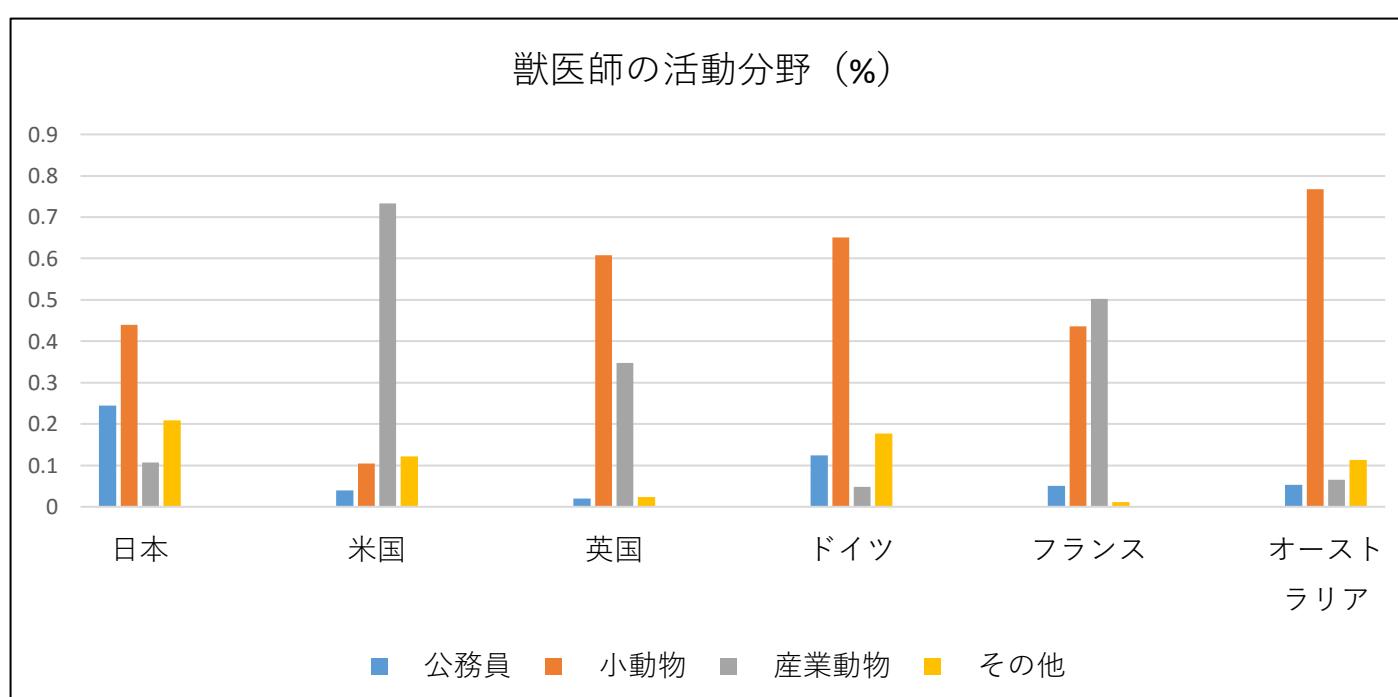
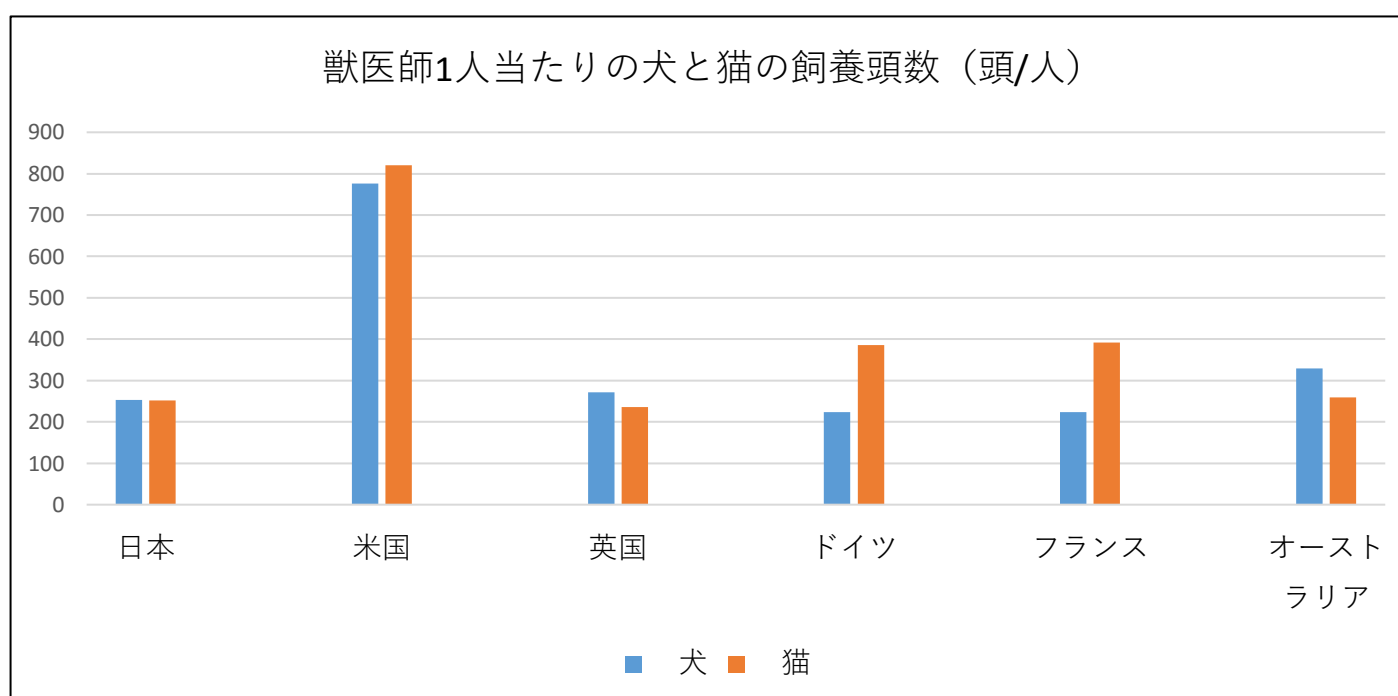
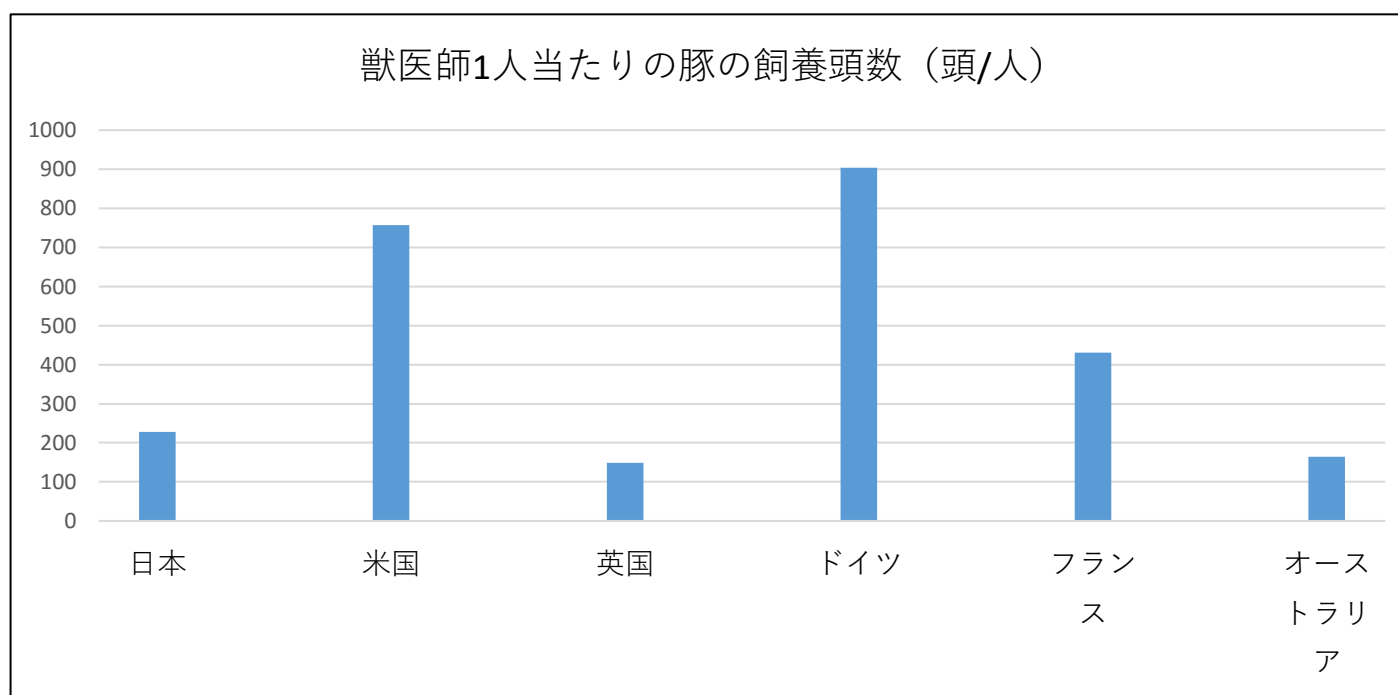
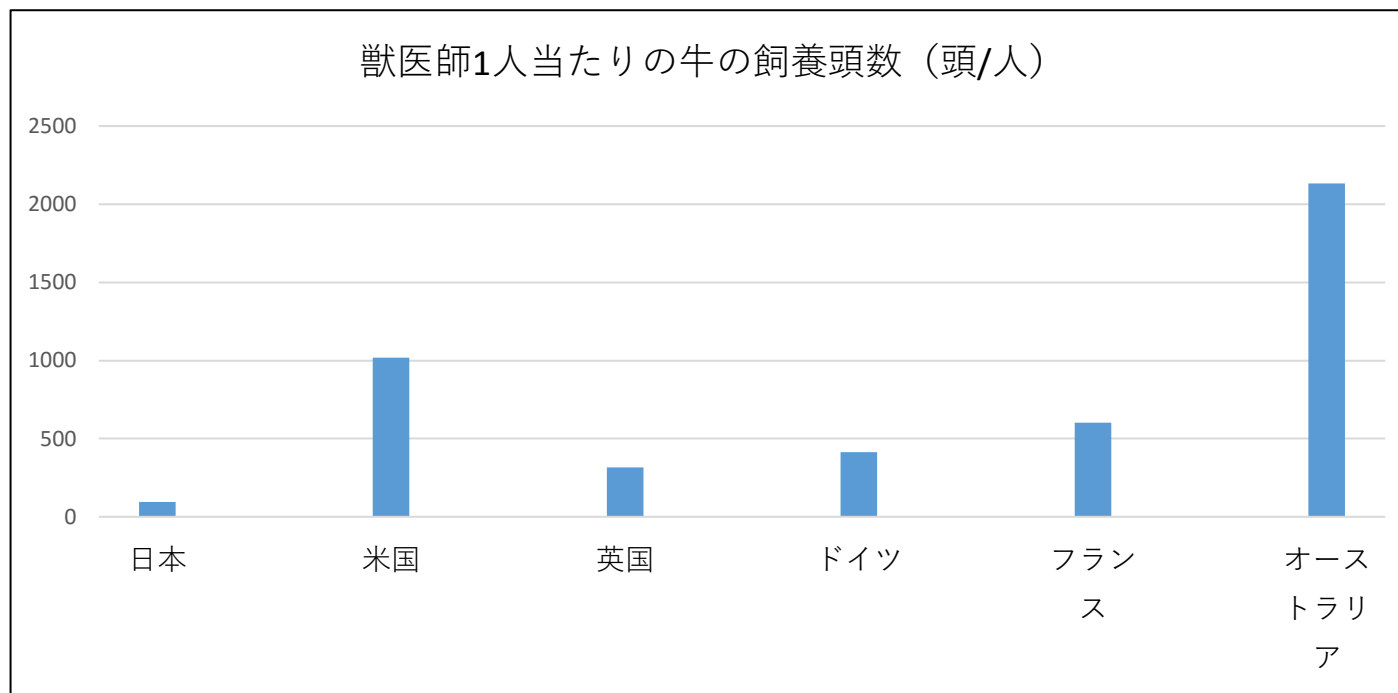
② ヨーロッパペットフード産業連盟(FEDIAF)調査(2014)

③ オーストラリア統計局調査(2014)

④ アニマルヘルスアライアンス調査(2013)

※ 日本の獣医師の活動分野の「その他」は、大学、製薬・飼料等企業、民間団体、獣医事に従事しない者等である。

世界における獣医師1人当たりの動物飼養頭数及び獣医師の活動分野の比較



第 25 回国家戦略特別区域 諮問会議（議事要旨）（抜粋）

（開催要領）

日時 平成 28 年 11 月 9 日（水） 17：15 ～ 17：53

場所 官邸 4 階 大会議室

（中略）

○松野臨時議員 文部科学省におきましては、設置認可申請については、大学設置認可にかかわる基準に基づき、適切に審査を行ってまいる考えであります。

以上です。

○山本議員 次に、山本農林水産大臣、お願いします。

○山本臨時議員 産業動物獣医師は、家畜の診療や飼養衛生管理などで中心的な役割を果たすとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザといった家畜伝染病に対する防疫対策を担っており、その確保は大変重要でございます。

近年、家畜やペットの数は減少しておりますけれども、産業動物獣医師の確保が困難な地域が現実にございます。農林水産省といたしましては、こうした地域的課題の解決につながる仕組みとなることを大いに期待しております。

（中略）

○麻生議員 松野大臣に 1 つだけお願いがある。法科大学院を鳴り物入りでつくったが、結果的に法科大学院を出ても弁護士になれない場合もあるのが実態ではないか。だから、いろいろと評価は分かれるところ。似たような話が、柔道整復師でもあった。あれはたしか厚生労働省の所管だが、規制緩和の結果として、技術が十分に身につかないケースが出てきた例。他にも同じような例があるのではないか。規制緩和はとてもよいことであり、大いにやるべきことだと思う。しかし、上手くいかなかった時の結果責任を誰がとるのかという問題がある。

この種の学校についても、方向としては間違っていないと思うが、結果、うまくいかなかったときにどうするかをきちんと決めておかないと、そこに携わった学生や、それに関わった関係者はいいい迷惑をしてしまう。そういったところまで考えておかねばならぬというところだけはよろしくお願いします。

（中略）

○八田議員 今日は、さまざまな御説明がありましたので、ある意味でまとめというこ

とになります。資料4に基づいてお話し申し上げます。

(中略)

今度は、獣医学部です。

獣医学部の新設は、創薬プロセス等の先端ライフサイエンス研究では、実験動物として今まで大体ネズミが使われてきたのですけれども、本当は猿とか豚とかのほうは実際は有効なのです。これを扱うのはやはり獣医学部でなければならない。そういう必要性が非常に高まっています。そういう研究のために獣医学部が必要だと。

もう一つ、先ほど農水大臣がお話しになりましたように、口蹄疫とか、そういったものの水際作戦が必要なのですが、獣医学部が全くない地方もある。これは必要なのですが、その一方、過去50年間、獣医学部は新設されなかった。その理由は、先ほど文科大臣のお話にもありましたように、大学設置指針というものがあるのですが、獣医学部は大学設置指針の審査対象から外すと今まで告示でなっていた。それを先ほど文科大臣がおっしゃったように、この件については、今度はちゃんと告示で対象にしようということになったので、改正ができるようになった。

麻生大臣のおっしゃったことも一番重要なことだと思うのですが、質の悪いものが出てきたらどうするか。これは、実は新規参入ではなくて、おそらく従来あるものにまずい獣医学部があるのだと思います。そこがきちんと退出していけるようなメカニズムが必要で、新しいところが入ってきて、そこが競争して、古い、あまり競争力がないところが出ていく。そういうシステムを、この特区とはまた別にシステムとして考えていくべきではないかと思っております。

(中略)

○安倍議長

(中略)

本日は、「獣医学部の設置」や「地域主体の旅行企画」についての制度改正を決定しました。このスピード感で、残された岩盤規制の改革にもできるものから着手し、そして実現していきます。山本地方創生・規制改革担当大臣と民間有識者の皆様には、引き続き、私と一緒にドリルの役割をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

電子政府の総合窓口

[e-Govヘルプ](#)[お問合せ](#)[サイトマップ](#)[AA 文字サイズ](#)[+大きく](#)[元に戻す](#)[-小さく](#)[法令検索](#)[電子申請](#)[行政手続案内検索](#)[パブリックコメント](#)[FAQ よくあるご質問](#)[ホーム](#) > [パブリックコメント\(意見募集中案件\)](#) > [意見募集中案件詳細](#)

パブリックコメント

- ✓ [意見募集中案件](#)
- [意見募集終了案件](#)
- [結果公示案件](#)
- [全ての案件](#)

- 🔍 [パブリックコメント\(制度\)について](#)
- 🔍 [このページの見方について](#)

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

地方分権改革等 / 地域活性化

■ 「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件(案)」に関する意見募集について

案件番号	095161090
定めようとする命令等の題名	文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件(案)
根拠法令項	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第26条
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続
問合せ先(所管府省・部局名等)	内閣府地方創生推進事務局 TEL:03-5510-2173(直通)

案の公示日	2016年11月18日	意見・情報受付開始日	2016年11月18日	意見・情報受付締切日	2016年12月17日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見公募要領 PDF ・ 意見提出様式 PDF
関連資料、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概要 PDF
資料の入手方法	内閣府地方創生推進事務局にて配布及び閲覧に供する。
備考	

[このページの先頭へ ↑](#)

■ 各種検索、情報提供サービス

- [法令検索](#)
- [行政手続案内検索](#)
- [パブリックコメント](#)
- [e-Gov電子申請システム](#)
 - 電子申請とは
- [府省横断的な情報](#)
 - [行政文書ファイル管理簿の検索](#)
 - [個人情報ファイル簿の検索](#)
 - [組織・制度の概要案内](#)

■ 行政機関(府省)や行政に関する情報案内など

- [行政機関\(府省\)別行政情報案内](#)
- [情報公開\(独立行政法人等\)](#)
- [カテゴリ別行政情報案内](#)
 - [各府省の予算執行情報](#)
 - [広報・報道](#)
 - [組織・法令](#)
 - [政策](#)
 - [関連](#)
 - [申請・手続](#)

■ e-Govについて

- [電子政府の推進について](#)
- [e-Govヘルプ](#)
- [このウェブサイトについて](#)
- [お問合せ](#)
- [サイトマップ](#)

[e-Govについて](#) | [利用条件](#) | [個人情報の取扱について](#) | [安全な通信\(SSL/TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見募集について

平成 28 年 11 月 18 日
内閣府地方創生推進事務局

「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」については、平成 28 年 12 月中に施行することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該告示の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けいたしかねます。

記

1. 意見募集対象

文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）

2. 意見募集期間

平成 28 年 11 月 18 日（金）から平成 28 年 12 月 17 日（土）まで（※必着）

3. 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は意見提出用紙（「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見）に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください（様式参照）。

（1）インターネット上の意見募集フォームの場合：

<https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0038.html>

（2）意見提出用紙を郵送する場合：

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 7 階

（3）意見提出用紙を F A X する場合：

F A X 番号 03-3591-1972（内閣府地方創生推進事務局）

いずれも、内閣府地方創生推進事務局 文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十

六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）意見募集担当宛

（留意事項）

○FAXでお送りいただく場合には、表題を「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）について」としてください。

○郵送の場合は、上記表題を封筒表面に同じく朱書きしてください。

4. お寄せいただいた御意見・個人情報の取扱いについて

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本件命令作成の参考とさせていただきますとともに、御意見を整理した上で、主要な御意見について当事務局としての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、氏名、職業、所属団体につきましては、いただいた御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。

なお、電話での御意見につきましては、受付の対象外とさせていただきます。

〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報のうち、住所、電話番号及びメールアドレスにつきましては、御意見の内容確認及び問合せへの回答等の連絡目的に限って利用し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、適正な管理を行います。

5. 資料の入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

- （1） 電子政府の総合窓口
- （2） 内閣府ホームページのパブリックコメント欄
- （3） 内閣府地方創生推進事務局において配布
（東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階）

6. 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 担当 大本、高野瀬、二瓶 TEL：03-5510-2173

内閣府地方創生推進事務局「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」意見募集担当 宛

「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見

氏 名	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名)
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

《御意見》

--

文部科学省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成27年内閣府・文部科学省告示第1号）の一部を改正する件（案）の概要

1. 趣旨

「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」（平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定）に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するため、広域的に獣医師を養成する大学の存在しない地域に限り、獣医学部の設置を可能とするための特例を設ける。

2. 内容

上記趣旨を満たす平成30年度に開設する獣医学部の設置を定めた国家戦略特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときには、当該獣医学部の設置認可申請の審査については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第4号の規定は、適用しないこととする。

3. 適用期日

公布の日から施行

（参考）

国家戦略特区における追加の規制改革事項について

（平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定）

- 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置
 - ・ 人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するため、現在、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。

参考意見を掲載いたしますが、これにこだわることなく、地方や個人のご意見を率直に述べていただければ幸いです。

内閣府ホーム > 内閣府共通意見等登録システム

記入内容の確認

内閣府地方創生推進事務局

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

1 内容入力

2 確認

3 完了

氏名

メールアドレス

御意見、御感想

国家戦略特区による獣医学部の新設は、文科省、獣医系大学等による半世紀にもわたる獣医学教育の国際水準達成に向けた努力と教育改革に全く逆行するものです。「今治市が提案する獣医系大学の構想」について本会が検証したところ、構想の内容は既存の16獣医系大学で既に取り組んでいるものばかりで新規性はなく、昨年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」の4条件にも全く該当しません。また獣医師の需給についても、全国的見地からは、地域・職域の偏在は見られるものの、獣医師総数は不足していません。したがって、仮に今治市の提案が採択された場合には、国際水準の獣医学教育の提供と、上記の4条件を満たすよう、内閣府、文科省等において厳しく審査する必要があります。またこれを契機として、他の特区等の地域においても獣医学部の新設がなされることになれば、責任は重大であり、将来に大きな禍根を残すこととなります。このため本会は今回の告示改正に強く反対します。再度検証され、真に国民全体の利益に繋がる判断及び対応を求めます。なお本件の検討に際し、特区決定後のパブコメを除き、本会が公的に意見を述べる機会がなかったことは極めて遺憾です。

よろしければ、次にもご記入ください。

都道府県

電話番号

年齢

性別

職業

< 修正

以上の内容で送信する >

[このページの先頭へ](#)